

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 民間事業者が協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業及び民間事業者が民間都市再生事業計画の認定を申請することができる都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタール以上とすること。ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模以上とすること。

一 二に掲げる場合以外の場合 一ヘクタール

二 当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実にあると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合 〇・五ヘクタール
(第二条及び第七条関係)

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)